

桜島の噴火警戒レベル

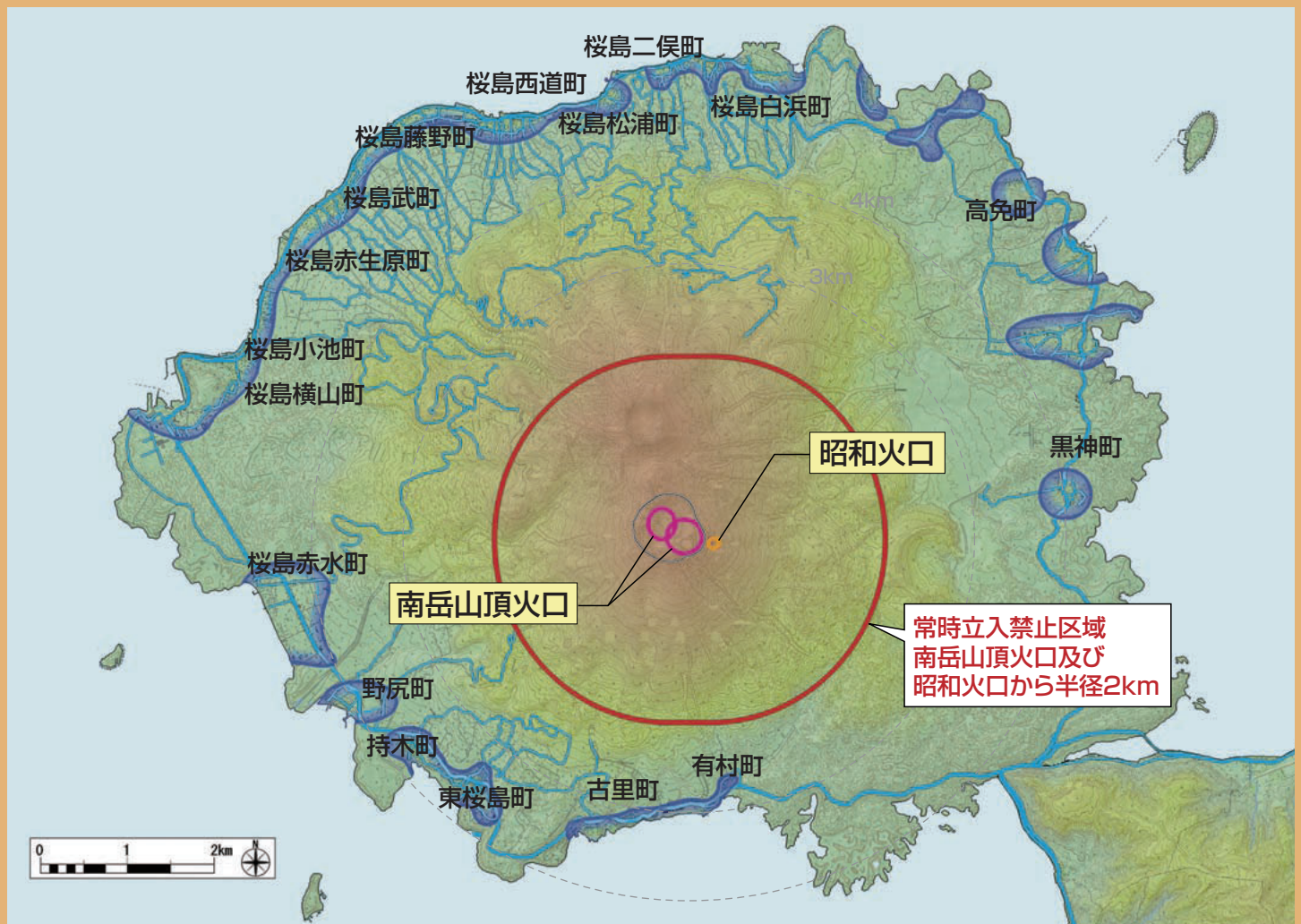
— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています(レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「平常」)。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



桜島 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

- レベル5(避難)：危険な居住地域からの避難
- レベル4(避難準備)：警戒が必要な居住地域での避難準備。災害時要援護者は避難。
- レベル3(入山規制)：火口から半径2km以内の立入禁止
- レベル2(火口周辺規制)：火口周辺への立入規制等
- レベル1(平常)：状況に応じて火口内への立入規制等。

- 一般道
- ：南岳山頂火口縁
- ：南岳山頂火口
- ：昭和火口
- ：居住区域

■各レベルにおける具体的な規制範囲等の防災対応の詳細は、鹿児島市にお問い合わせください。

この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地図画像、数値地図50mメッシュ(標高)およびカシミール3Dを使用して作成しています。



問い合わせ先

福岡管区気象台 火山監視・情報センター
TEL：092-725-3606 <http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>
鹿児島地方気象台 観測予報課 TEL：099-250-9916
<http://www.jma-net.go.jp/kagoshima/>



桜島の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●全島に影響する溶岩流や火砕流、噴石飛散。 過去事例 天平噴火(768年)、文明噴火(1471年～1476年)、安永噴火(1779年～1782年)、大正噴火(1914年) ●噴火が発生し、溶岩流や火砕流が一部居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 昭和噴火(1946年)の事例 溶岩流が黒神海岸、有村海岸まで到達
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 大正噴火(1914年)の事例 噴火開始の前日：有感地震多発 昭和噴火(1946年)の事例 溶岩流出の数時間前：噴火活動の活発化
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね2km以内に噴石飛散。 過去事例 1970年代後半から80年代、2000年10月7日の噴火等 ●火口から概ね2km以内に火砕流が到達。 過去事例 1984年7月21日：南岳山頂火口から約1.2kmまで到達 1979年11月20日：南岳山頂火口から約1.2kmまで到達 1967年8月22日：南岳山頂火口から約1.3kmまで到達 1939年10月29日：昭和火口から約1kmまで到達 ●地震多発や傾斜変動等により、火口から概ね2km以内に噴石飛散するような噴火の発生が予想される。 過去事例 事例多数
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね1km以内に噴石飛散。 過去事例 事例多数
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏、火口内および一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 過去事例 1950年～1955年のうちの静穏期

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) レベル1～3では、南岳山頂火口及び昭和火口で発生する噴火を想定している。

注3) 過去、海底噴火も発生しているが、海底噴火については、噴火地点が想定できないため記載していない。海底噴火が発生した場合は保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注4) レベル1～3では、南岳山頂火口及び昭和火口から半径2km以内を立入規制とする。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。